

地方独立行政法人制度（申請等関係事務処理法人）について

1. 定義・目的

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人

目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱

2. 対象業務

- ① 試験研究
- ② 大学の設置・管理
- ③ 公営企業に相当する事業の経営（水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業）
- ④ 社会福祉事業の経営（特養、保育所、ホームヘルプサービス事業等）
- ⑤ 申請等関係事務の当該市町村等の名においての処理
- ⑥ その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

3. 申請等関係事務処理法人（平成29年法改正により追加）

- ① 設立団体（泉佐野市）が定款等で定める申請等関係事務の処理（転入届、住民票の写しの交付請求の処理等）する業務が対象業務に追加され、当該設立団体等の名において処理することができるようになった
- ② 申請等関係事務処理法人による申請等関係事務に対し、設立団体（泉佐野市）がきめ細かく関与するため、情報提供、指導助言、報告徴収、立入検査等ができる
- ③ 申請等関係事務処理法人は、設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた場合には、当該規約を定めた市町村の申請等関係事務のうち当該規約で定めるものを当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関の名において処理することができる

4. 設立手続

設立団体（市）が議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事が認可

5. 財産的基礎等

- ① 出資者は地方公共団体に限る
- ② 設立される法人の業務に関する設立団体（泉佐野市）の一定の権利・義務は、当該法人が承継

6. 役職員の身分等

- ① 理事長及び監事は設立団体の長（市長）が任命・解任
- ② その他の役員及び職員は理事長が任命・解任

7. 目標による管理と評価の仕組み

国の独立行政法人制度と同様、「目標(Plan)⇒計画(Do)⇒評価(Check)⇒業務運営への反映(Action)」という一連の流れ（PDCA サイクル）を義務づけられる

- ① 中期目標（3～5年）は、設立団体の長（市長）が議会の議決を経て定める
- ② 中期計画（3～5年）は、法人が作成し、設立団体の長（市長）が認可
※公営企業型法人は、議会の議決を経て認可する
- ③ 年度計画は、法人が作成し、設立団体の長（市長）に届出
※中期目標・中期計画・年度計画はいずれも公表
- ④ 法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長（市長）に提出
- ⑤ 市長の附属機関である評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績の評価に対し意見を述べる
- ⑥ 設立団体の長（市長）は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告
- ⑦ 中期目標期間終了時に、設立団体の長（市長）が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

【申請等関係事務処理法人の場合】

- (ア) 年度目標（事業年度ごと）は、設立団体の長（市長）が評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て定める（中期目標、中期計画は申請法人には適用しない。ただし、第6 中長期的な観点から参考となるべき事項を記載）。
- (イ) 事業計画は、法人が作成し、設立団体の長（市長）に届出
※年度目標・事業計画はいずれも公表
- (ウ) 法人は、年度目標に係る事業報告書を設立団体の長（市長）に提出
- (エ) 市長の附属機関である評価委員会は、各事業年度及び法人の規則で定める期間(以下「規則期間」という。)の最後の年度の事業実績の評価に対し意見を述べる
- (オ) 設立団体の長（市長）は、各事業年度の評価結果及び規則期間の最後の年度に係る評価結果を議会に報告
- (カ) 設立団体の長（市長）は、評価結果に基づき必要がある場合、業務運営の改善等を命ずる

8. 財務及び会計

- ① 原則として企業会計原則による
- ② 法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表し、設立団体の長（市長）が承認
- ③ 毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能

9. 財源措置等

- ① 法人の業務運営に必要な金額を設立団体（泉佐野市）から交付できる

- ② 設立団体（泉佐野市）からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行をすることはできない
- ③ 法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長（市長）が議会の議決を行って行う認可が必要（例えば、個室料、診断書料・証明書料、分娩料など）
- ④ 重要な財産の処分等には設立団体の長（市長）が議会の議決を行って行う認可が必要